

発信番号：DNSC-1058

発信日：2008年3月19日

原稿枚数：1

会員各位

(総経理・所長、駐在員の皆様)

発信：大連日本商工会

広報委員長：黒田 篤

民航総局が航空保安に関する特別施策を実施

中国当局(中国民航総局)の指示により、航空運輸の安全を確保するため、中国域内の国内線全便に対し、以下の通り、液体機内持込み手荷物の制限を実施する。

1. 国内線での液体機内持込みを一切禁止。但し、預ける手荷物の中に入れることは可。
2. 個人用の化粧品等の液体類は一人あたり少量で且つ 1 種類の化粧品は 1 本まで (1 本あたり 100ml 以内、更に単独な袋に入れること)、安全検査で開封確認後、持込可。
3. 海外空港で購入した液体免税品をお持ちのお客様が中国国内で乗り継ぎ便をご利用の際に透明な密閉式のビニール袋に入れて、更に当該免税品のレシートを提示して安全検査で確認後、持込可。
4. 赤ちゃんや小さなお子様連れのお客様のミルクについて事前にご利用の航空会社に申請し、航空会社より無料で提供する。糖尿病等のお客様のお薬は安全検査で確認後、キャビンクルーに渡して保管する。
5. 国際線は 2007 年 3 月 17 日に公布された関連規定に従うものとする。
6. 以上の規定を違反し、乗り遅れなどの結果のものを引き起こして、責任は自負する。